

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年亀山市規則16号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に改める。

第6条中「ならない」の次に「。負傷し、若しくは疾病にかかっ
た職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）か
らその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、
同様とする」を加える。

第7条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条に次の1
項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生
じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定した
ときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にそ
の旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条の
次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第 3 1 条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 2 7 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第 1 2 号から様式第 1 4 号までの規定中「第 3 2 条」を「第 3 3 条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(亀山市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

2 亀山市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成 2 8 年亀山市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び第 3 0 条から第 3 2 条まで」を「、第 3 0 条、第 3 2 条及び第 3 3 条」に改める。